

学校体育施設 利用の手引き

令和7年9月

武豊町教育委員会

○ 団体登録（利用者登録）

使用できる条件	教育委員会に登録した団体に限る。
登録できる条件	町内在住、在勤または在学する 10 人以上のグループ・団体で、責任者(成人)がいること。
登録の手続き	学校施設等使用団体登録申請書(様式 1 号)、誓約書、団体員構成名簿を指定管理者(総合体育館)へ提出。構成員以外の利用は禁ずる。
登録の有効期限	2 年間(西暦奇数年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日まで) (中途申請は登録日から西暦奇数年の 3 月 31 日まで)
登録及び追加・変更	【申請】西暦奇数年の1月から再登録開始。 【追加・変更】登録内容に追加・変更がある場合は、速やかに総合体育館へ届け出る。

○ 申込手続と許可手続

1. 申込手続		使用団体責任者は、下記の期限までに学校施設使用許可申請書を指定管理者(総合体育館)へ提出する。
	定期申請	使用月の前々月 20 日～前月 10 日まで (練習・大会等とも共通)
	随時申請	使用月の前月 20 日～使用日の 4 日前まで ※連休等で変更になる場合あり (開放施設に空きがある場合)
2. 使用許可		申請内容を審査し、適正と認めた場合は使用許可書を交付する。
3. 許可書受領		使用団体責任者は、毎月 20 日以降(体育館が休館の時はその翌日以降)に総合体育館で許可書を受領すること。 ※受領のない団体は、使用を認めない。
4. 使用許可の変更または取消		使用の変更は使用日の4日前までに、取消は使用前日までに許可書を添えて、学校施設使用(変更・取消)許可申請書を指定管理者(総合体育館)へ提出する。申請書の受付時間は午前8時30分から午後9時30分までとする。 ※使用日当日の中止は学校施設使用(変更・取消)許可申請書と使用料を納付しなければならない。 ※以下の場合には使用する施設の鍵の受渡しまでに窓口、電話で申し出たときに限り使用料の納付を免除する。 1. 愛知県または武豊町に、感染症に係るまん延防止重点措置以上の措置が適用されている場合 2. 愛知県に熱中症警戒アラートが発表されている場合

○ 当日の使用手続

屋内施設	使用前	<ul style="list-style-type: none"> ■総合体育館で鍵と管理日誌を受領し使用料を支払う。平日は原則として使用当日の午後 6 時までに、土・日・祝は利用時間の 30 分前より取りに来ること。ただし、月曜日(総合体育館休館日)に使用する場合は、日曜日の午後3時から午後 9 時までの間に取りに来ること。 ■受領の際は、鍵受渡記録簿に氏名を記入する。
	使用后	<ul style="list-style-type: none"> ■使用者で必ず清掃(モップがけ等)をし、ゴミは持ち帰る。(トイレを含む) ■空調を使用した場合は必ず電源を切る。 ■責任者は、管理日誌を記入するとともに館内を点検し消灯と施錠を必ずする。 ■使用後は20分以内に鍵と管理日誌を総合体育館に返却する。 ※月曜日(総合体育館休館日)は、鍵と日誌を体育館ポストへ投函。
運動場	使用前	<ul style="list-style-type: none"> ■雨天等で、運動場が軟弱なときは、使用しない。
	使用后	<ul style="list-style-type: none"> ■使用者で必ず運動場の整地・整備(トンボがけ等)をする。 ■トイレの清掃

※鍵と管理日誌は、窓口が開いている時は必ず窓口で成人が返却すること

○ 使用者の遵守事項

<p>体育館・運動場 共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用時間を厳守すること。(終了時刻には校門を必ず出る。) 2. 許可以外の施設に立ち入らないこと。 3. 使用団体同士で鍵・管理日誌の受け渡しは絶対行わないこと。 4. 構内は十分に注意して通行し、車両等は指定された場所以外は絶対に駐車しないこと。 5. 喫煙は絶対にしないこと。※敷地内全面禁煙 6. 器具・備品は許可された物以外の使用は、絶対にしないこと。 7. ボール・ラケット等は、使用者が持参すること。 8. 所定のトイレを使用し、使用後は必ず清掃を行うこと。 9. ゴミ(紙屑、空缶、空き瓶等)は、すべて持ち帰ること。 10. 施設、器具等を破損した場合は、使用団体責任者が直ちに総合体育館へ届け出るとともに、使用団体の責任において原状に復すること。 11. 大会等の応援、見学者等の管理指導は使用団体において行うこと。 12. 施設の利用について学校へ直接問合せをしないこと。 13. 指定管理者職員、学校職員の指示に従うこと。 14. 遵守事項及び指定管理者・学校職員の指示に従わない場合、利用禁止とする。
<p>体育館</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用場所はフロア・更衣室・トイレとし、その他へは立ち入らないこと。 2. 館内及びテラスは土足で上がらないこと。 3. 館内では、専用の靴やスリッパを使用すること。専用の靴・スリッパのままテラスに出ないこと。 4. 館内での飲料は可、食事は絶対にしないこと。 5. 器具・備品の移動や運搬には、細心の注意を払い、床面を傷つけないようにすること。 6. 壁面を釘打ちや貼り紙等で破損するような行為はしないこと。 7. 終了後の清掃は次のように行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・体育館フロア:モップがけ。 ・トイレ:汚れていたら水洗いする。 ・テラスと更衣室:ほうきで掃く。 8. 空調を使用した場合は必ず電源を切り、確認したことを管理日誌に記入すること。 9. 履物は下駄箱に入れるか、地面に整理整頓しておくこと。
<p>運動場</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用種目は野球・ソフトボール・サッカー・レクリエーション等、運動場の保持に支障をきたさない種目とする。 <ul style="list-style-type: none"> ※野球の使用:町内小学校については、成人団体の試合は原則不可。 校外へ超えないよう注意し、練習をすること 2. 使用の靴は、運動靴またはゴム製のスパイクとし、金属製のものは使用しない。 3. 子どもがいるときは、危険のないように十分注意し、使用禁止遊具は使用しないこと。 4. 芝生、樹木を痛めたりしないこと。 5. 大人は、ブランコ等の固定遊具を使用しないこと。

○ 開放日・開放時間(※学校閉庁期間(夏季・年末年始)は使用できません)

施設名		開放日	開放時間
町内小学校	体育館	■月曜日～金曜日	18:30～21:30
		■土日祝休日	9:00～21:30
	衣小プレイルーム	■月曜日～金曜日	18:30～21:30
■土日祝休日		9:00～21:30	
	運動場	■土日祝休日	9:00～日没
町内中学校	体育館	■月曜日～日曜日	18:30～21:30
	柔剣道場		
	富貴中卓球場	■月曜日～金曜日、土日祝休日	18:30～21:30
富貴中運動場 (夜間照明)			
	武中運動場・卓球場	■開放はしていません	—
武豊高校	体育館	■月曜日～日曜日	19:30～21:30
	運動場	■土日祝休日	9:00～日没

※終了時刻は練習を終える時刻ではなく、校門を出る時刻とする。

※令和5年度より追加

富貴中学校の土日祝日の施設利用は、小中学生団体の使用を優先する。

富貴中学校	体育館 柔剣道場 卓球場	■土日祝休日	9:00～18:30
	運動場	■土日祝休日	9:00～18:30

※終了時刻は練習を終える時刻ではなく、校門を出る時刻とする。

○暴風警報発表時の対応について

武豊町に暴風警報が発表された場合は使用を中止します。ただし、暴風警報解除の2時間後からは使用可能です。16時30分までに解除されない場合、それ以降の使用は中止とします。※暴風警報以外の警報、注意報の場合は平常通り開放します。

○ 開放校別の施設内容

武豊小学校	車両等入口		東門
	駐車場		職員駐車場
	トイレ	運動場	体育館東側、運動場東側
体育館		体育館東側	
衣浦小学校	車両等入口		西門
	駐車場		運動場西駐車場、体育館南
	トイレ	運動場	体育館北側
体育館・プレイルーム			
富貴小学校	車両等入口		体育館東側
	駐車場		体育館前、運動場北東
	トイレ	運動場	運動場北西
体育館		体育館内	
緑丘小学校	車両等入口		西門、南門
	駐車場		体育館西側、南門駐車場
	トイレ	運動場	器具庫隣
体育館		体育館南側	
武豊中学校	車両等入口		東門
	駐車場		体育館南側、西保育園南側、保健センター
	トイレ	体育館	柔剣道場西側
柔剣道場		柔剣道場西側	
富貴中学校	車両等入口		北門、東門
	駐車場		校舎北職員駐車場西側(運動場の場合・校舎南側)及び運動場東側
	トイレ	運動場	クラブハウス
		体育館	体育館東側
柔剣道場・卓球場		柔剣道場西側	
武豊高校	車両等入口		北門
	駐車場		校舎北側
	トイレ	運動場	運動場西側
体育館		体育館東側	